

令和4年度第2回 新宿区外部評価委員会 会議概要

<開催日>

令和4年10月24日（月）

<場所>

本庁舎6階 第4委員会室

<出席者>

外部評価委員（13名）

星卓志、山口道昭、山本卓、上野麻美、君島淳二、桐山早苗、藤川裕子、松井千輝、
板本由恵、大西秀明、鱒沢信子、松永健、安井潤一郎

区職員（2名）

出沼副参事（特命担当）、甲斐主任

<開会>

【会長】

おはようございます。

ただいまから、令和4年度第2回新宿区外部評価委員会を開催いたします。

本日の委員会では評価の取りまとめを行います。その後、本日で評価作業が一区切りになりますので、今年度の外部評価の振り返りと、来年度の外部評価対象について検討したいと思います。

まず、配付資料の確認をお願いします。

【事務局】

では、事務局より配付資料の説明をいたします。まず、1枚目は次第、次に右上に「参考資料1」とあるホチキス留めの資料「外部評価取りまとめ（案）」です。次に参考資料2「内部評価実施結果」、参考資料3「今年度の評価作業を通じての意見等」、参考資料4「外部評価実施結果報告書フォーマット（案）」、その後は1枚もので、参考資料5「令和5年度の外部評価対象施策候補」、最後に、参考資料6「第三次実行計画への提言について（案）」、以上です。

資料の不足等ある方はおられませんでしょうか。

資料内容を簡単に説明させていただきます。

まず、参考資料1「外部評価の取りまとめ（案）」です。各部会での評価作業結果である評価案をまとめています。めくっていただくと、目次のような形で、「令和4年度 外部評価取りまとめ（案）一覧」とありまして、各部会が評価した個別施策を番号順に掲載しています。これ

を見て評価対象の全体像を確認し、その後個別の事業・施策の評価結果についてご説明します。

続きまして、参考資料2は、8月25日に公表しました内部評価実施結果の報告書のうち、施策評価にかかわるページを抜粋して、参考資料としてお配りしたものです。この後の説明、議論の中で、適宜参照していただければと思っております。

続きまして、参考資料3は、「今年度の評価作業を通じての意見等」ということで、委員の皆様からご回答いただいたアンケートの結果をまとめたものです。

参考資料4は、今回の外部評価の結果をまとめた報告書のフォーマットを確認するための資料です。

参考資料5は、来年度の評価対象施策の候補の資料です。

参考資料6は、来年度の活動内容に関する案をお示しするものです。

事務局からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。

次第の一番上の評価の取りまとめを行いたいと思います。

今、ご説明があったように、参考資料1「外部評価取りまとめ(案)」がお手元にあると思いますが、各部会での個別施策・計画事業に対する評価、経常事業の取組状況に対する意見が記載されています。その理由も含めて、委員会全体で確認し了解していくということが、今日のやるべきことです。

では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局よりご説明いたします。

参考資料1「外部評価取りまとめ(案)」をお手元にご用意ください。

1枚おめくりください。こちらの個別施策I-4は、「安心できる子育て環境の整備」という施策として、施策の概要としましては、保育所や学童クラブといった施設の運営や、乳幼児と親への支援に係る事業が属する施策です。構成としましては、4つの計画事業と60の経常事業ということで、経常事業数が非常に多いため、施策を理解する上で重要な経常事業31事業を担当部署がピックアップして、事務局から第2部会に提案しました。この他、委員が関心のある5事業を加えた36事業を、重点的に確認する事業としたうえで評価していただきました。

まず、計画事業の評価結果からご説明します。1枚おめくりいただいて、2ページをご覧ください。

9番「着実な保育所待機児童対策の推進」です。こちらの事業は、保育所待機児童、保育園に入園したくても入園できないお子さんたち、この人数をゼロにすることを目指して、保育所を整備していく事業です。

チェックシートをご覧ください。評価は「計画どおり」です。少し読みます。「各種の対策によって、令和3年4月1日に引き続き、令和4年4月1日も待機児童ゼロを達成したことは高く評価できる。そのため計画どおりと評価する」。ただ、その後の段落ですが、「保護者の声や

多様なニーズを踏まえて、必要な施設の整備が進められること」、第一希望の園に入れているとは限りませんので、ゼロを達成した後も、今度は引き続き質の向上を図ってほしいというご意見もいただきました。また、最後の段落ですが、万一廃園する保育所が出た場合は、保護者、児童に影響するので丁寧な対応をしてほしいという意見もありました。

今後の取組の方向性に対する意見については、先ほどのところと少し重なりますが、希望した認可保育園等に入れなかった隠れ待機児童等の問題も、十分に考慮してほしい、という意見、また、その下のところに、民有地マッチング事業、これは保育所を整備したい事業者とそれに必要な土地を提供する土地所有者のマッチングを図る事業ですが、土地所有者からなかなか手が挙がっていないので、よく周知をするようにというご指摘も頂戴しています。

では、次の事業に参ります。計画事業の10番、「放課後の子どもの居場所の充実」です。この事業は、児童の放課後の居場所として、学童クラブ、放課後子どもひろば、こちらは放課後の学校内の一部をお子さんたちの遊び場として提供する事業ですが、そういった施設等を運営する事業です。近年、保護者が就労している児童が増加傾向にあるため、学童クラブのニーズが高まっていて、一部の学童クラブでは定員を超過してお子さんをお預かりしています。そのため、学童クラブの定員拡充に向けて、区学童クラブの新規開設や、民間の学童クラブ誘致等に取り組んでいます。

外部評価チェックシートをご覧ください。評価は「計画どおり」です。区学童クラブの新規開設による定員拡充が行われていること、また、「ひろばプラス」、これは放課後子どもひろばで学童クラブのサービスを提供するものですが、「ひろばプラス」を実施する放課後子どもひろばが予定どおり増えたこと、等の実績から、「計画どおり」としていただいています。

「他方」というところ、ここは指摘をいただいているところです。区学童クラブは新規開設できましたが、民間学童クラブの誘致ができなかった点は残念であるというご指摘をいただいております。誘致に際して支障となっている事情を分析し、早期に対応してほしいというご要望をいただいております。

3段落目に参ります。この部会の現地視察では、落合第五小学校の中にあります学童クラブ、放課後子どもひろばを視察していただきました。スタッフは適切にサービスを提供してくれているが、運営スペースが狭いと感じた、照明の照度が少し足りないと感じたといった感想から、施設面の改善を検討してほしいというご要望をいただいております。

今後の取組の方向性に対する意見としましては、スペースのさらなる確保を求めのご意見や、3つ目の段落、下から2行目、「また、低学年だけでなく中学年以上の児童についても、放課後の居場所の充実化を積極的に検討してほしい」といったご要望をいただいております。

最後にその他の意見・感想としましては、1つは、事業指標のあり方です。アンケートをとる施設をもう少し拡充したほうがいいのではないかというご意見、また2個目の意見は、放課後子どもひろばは、今、学校が終わったら、一旦家に帰った上で来てほしいというルールで運用しているのですけれども、せっかく学校の中にありますので、直接参加ということを検討してほしいというご意見をいただいております。

次に、計画事業11「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実」に参ります。こちらの事業につきましては、妊婦さんや、乳幼児とその保護者、そういった人たちの心身の健康を図るために、妊娠期、出産後、乳幼児期等、節目を捉えて、保健師等の専門職との面談の機会をつくったり、また区と助産院で連携して、ショートステイ型の産後ケアを実施したりして、妊娠・出産・子育てを支援するという、健康分野の事業です。

外部評価チェックシートの記載を確認いたします。こちら「計画どおり」です。面談や、育児パッケージ、ショートステイ、そういった取組を今後も工夫を重ねて進めていてもらいたいというご意見をいただいています。

また、3つ目の段落では、先ほど申し上げた、保育園・放課後子どもひろば運営等を所管する子ども部門と健康部門の両立・連携をしっかりと図ってほしいというご意見を頂戴しております。

今後の取組の方向性に対する意見では、2段落目のところ、今、申し上げたことと重なっていますが、下から2行目の終わり辺り、母子保健と子育ての一体的な支援の体制づくりに確実に結びつけられていくことを期待するという要望が記載されています。

その他意見・感想としましては、子育てをしている側から積極的なアクションを起こさなくては必要な支援につながりにくい部分があるのではないかとのご指摘をいただいております。その下の段落では、現在の取組をしっかりとやってほしいという要望を記載しています。

最後、3つ目のご意見としましては、子育てにかかわる家庭内での男女の協力関係、特に男親のほうの参画がまだ課題になる場面というのがあるので、両親学級のような父親も対象にした取組を強化してほしいといったご意見もいただきました。

続きまして、計画事業12「児童相談所設置準備」です。特別区が児童相談所を設置できる法改正がされた後、現在、いくつかの区が児童相談所を設置済みで、新宿区も児童相談所の設置に向けて取り組んでおります。令和6年4月以降の設置に向け、人材育成等の準備を実施しています。

チェックシートをご覧ください。まず、1段落目の最後、「当初予定に沿ったものであることから、本事業は計画どおりと評価する」と、「計画どおり」と評価していただいているのですが、次の2段落目、3段落目でご指摘をいただいております。2段落目のところは、専門性の高い職員が求められるため、職員の育成に時間がかかるといった事業の事情は理解するとした上で、3段落目で、その一方で、都内には児童相談所を既に開設している区が複数存在する、新宿区もできるだけ早期に開設するために努力してほしい、とあります。また、「令和6年4月以降」という以上に情報が示されていないので、区民への説明という意味でも足りていないのではないかと。そういうものが不安をもたらしている部分もあるということをご認識してほしいというご意見を頂戴しております。

今後の取組の方向性に対する意見もそういった趣旨で、現状では令和6年4月以降とされている相談所の開設予定日程を、より具体的に示せる段階にまで着実に歩みを進めてもらいたいと、重ねてご要望をいただいております。

最後、その他の意見・感想のところでも、丁寧な説明に努めてほしいとご指摘を頂戴しております。

以上4つの計画事業の評価についてご説明しました。

この後は、経常事業です。確認した経常事業のうち、委員から意見があったものが外部評価チェックシートに載っておりますので、ご説明いたします。

まず、経常事業132「地域における子育て支援サービスの推進」です。子ども総合センターと子ども家庭支援センターで各種子育て支援サービスを実施しております。その事業に対するご意見をいただいています。こういった子育てサービスは大変有意義だと認めていただいております。さらに多くの区民に周知されることを願うとのコメントを頂いています。

次の段落は、ノーバディズパーフェクトとベビープログラム、子育て支援のプログラムの名称ですけれども、これらの周知をよりしっかりと実施して、参加者が増えることを期待するというご意見を頂戴しています。

続きまして、経常事業134「発達に心配のある児童への支援の充実」です。心身の発達に心配のあるお子さん、またそのお子さんの保護者に対して、各種相談の受付や、放課後デイサービス等の支援を行っている事業です。

こちらに対してのご意見としては、発達障害に関する正しい知識の普及を一層図ってほしいというものです。発達障害に該当するかについては判断が難しい場合があるので、しっかり判断できる知識の普及が必要だというご意見を頂戴しています。また、早期に適切な支援につなげることで、本人とその家族の生活がより穏やかになることを願うこと、また穏やかな気持ちで支援が受けられるような保護者の気持ちに寄り添ったサポートを期待することをご意見として頂戴しました。

続きまして、137「保育施設のサービス評価事業」です。こちらの事業は、区立の保育所に対して、第三者に入っていただき、評価していただく事業です。また、私立の認可保育所については、私立の保育所がこういった第三者評価を受けた場合、その費用を区が補助する、そういった事業です。

こちらは、ご意見をいただいているのが3行目の途中からです。都内の特別区ではおよそ半数の区が民設民営の認可外保育施設を助成制度の対象にしているが、新宿区はしていない。助成対象をここまで広げることにについて検討してほしいというご意見を頂戴しております。

続きまして、139「保育従事職員資格取得支援事業」です。こちらは、区内の保育施設に勤務しているけれども、保育士の資格をお持ちでない方、この方が保育士資格を取得する際の費用等を支援するという事業になっております。

ご意見としては、最終的に資格取得に至らないケースが多いと感じる、この事業の対象が区内の保育所で勤務している保育従事者なので、保育所運営者に対して、しっかり資格取得を支援するような職場づくりを促す等の後押しの取組が必要なのではないか、そういったご意見をいただいています。

続きまして、151「認可外保育施設の利用者への助成」です。こちらは認可保育所等に入

れなかった場合、一定の基準を満たした認可外の保育施設を利用される場合に保育料の一部を助成するという事業になっております。こちらについては、今後もしっかりやってほしいというご意見を頂戴しております。

続きまして、次のページの経常事業155「児童館の管理運営」です。子どもの遊び場として開放している児童館の管理運営を行う事業です。遊び場を提供するだけではなく、幼児サークル等、身近な子育て相談ができる乳幼児親子の居場所としても各種取組を実施しています。

いただいているご意見としましては、大切な居場所なので今後も適切に運営して欲しいと。保護者の中には、館によって運営状況が違ったり、良し悪しがあったりするように感じている方もおられるということで、そういった声も踏まえて、しっかり管理運営をしてほしいというご意見をいただいています。あとは、幼児サークル等の活動はコロナの影響で休止等が生じていますので、その代わりになるような取組をしっかり検討してほしい、情報発信の仕方をしっかり工夫してほしいといった、コロナ禍における親へのサポートのあり方をこれからも検討し、実施してほしいといったご意見を頂戴しております。

続きまして、経常事業160「思春期の子育て支援」です。思春期の子どもを持つ保護者、また、これから思春期を迎える子どもを持つ保護者、こういった方を対象に、講座やシンポジウムを実施する事業です。

こちらについては、複雑化している思春期の子どもたちの課題等を共有して、気軽に話し合える場がつけられることを望みますと。色々なテーマ、企画のテーマや形態を多様化するなどして、より広い区民層が参加する形を目指して引き続き取組を続けてもらいたいと。たまたまこの意見をくださった委員が行かれたときは、割と専門的なテーマで講演がなされていて、思っていたものと違ったという実体験があったので、もっと幅広いニーズを酌んでほしいというご意見でした。

続きまして、162「ファミリーサポート事業」です。こちらの事業は、子育ての援助を受けたい方と援助をしてあげたいという方の双方に会員になっていただいて、相互援助活動を実施していただく事業です。

意見としては、コロナ禍の影響で子どもの一時預かり、また病児・病後児保育の利用者が減っていることを踏まえ、今後もサービスを提供する会員の維持・増加につながるような働きかけをしっかりと実施してほしいというものが上がっています。

続きまして、経常事業165「家庭訪問型子育てボランティア推進事業」です。こちらは、一定の研修を受けたホームビジターというボランティアが、妊婦や就学前のお子さんがある家庭を訪問して、子育ての悩みを聞いたり、育児や家事、外出等を、保護者と一緒に行うというサポートを行う事業です。こちらについても、引き続き情報発信等、力を注いでほしい、また利用者の声を紹介してほしいというご意見をいただいています。

続きまして、170「子育て支援者養成事業」です。こちらについては、子育て支援に関するスキルの習得ですとか、自主的に地域の子育て支援を行う人材、「子育て支援員」と呼んでおりますが、そちらを育成する講座を実施する事業なのですが、令和3年度はコロナ禍の影響を

踏まえて、当初から実施の予定を立てることができず、全ての講座・研修を中止したという実績になっております。なお、この事業については内容によっては東京都が同様の講座を実施している場合がありますので、可能な場合はそちらをご案内して、区民のニーズには一定程度対応しています。

それに対する意見としては、今後も状況への対応を図りつつ、実施できるときはしっかり実施してほしいというものが上がっています。

続きまして、183「子ども・子育て会議の運営」です。こちらは、法で定められた子ども・子育て会議という会議を運営する事業です。会議の役割は、保育所の定員設定に関して議論をいただく、子ども・子育て支援事業計画に関する議論をしていただくといったものです。

第2部会の委員の方に、この会議の委員をされた経験のある方がいらっしゃるのですが、会議に参加した区民の意見が、区政にどのように反映されているのか見えづらいと感じた、この会議が設置目的に照らして一層有意義な場となるように、適切に区民の声を拾ってフィードバックするような運営を検討してほしいというご意見を頂戴しております。

おめくりいただいて、8ページに参ります。185「子育てに関する相談・支援体制の充実」です。こちらは区民が安心して出産・子育てができるよう、母親学級や両親学級を通じた知識の普及・情報提供等を行うという事業です。

事業目的を推進していく上でICTのさらなる活用を検討してほしいということで、先ほどの母親学級や両親学級等を、リモートの形でやれば、感染症が今後また拡大しても、中止せずに実施できるのではないか、そういったICTの活用についてご意見をいただいています。

続きまして、189「学校安全対策」です。こちらの事業は、子どもが犯罪に巻き込まれないように防犯啓発の冊子を作成して配布する、あるいは学校施設内に非常通報装置を設置する、通学路防犯カメラを保守する、またPTAの防犯パトロールの支援を行う等の取組をしている事業です。

こちらに対しては、この事業に関連する取組として、夕方以降暗くなる場所については、安全対策として街灯整備を充実してほしいというご意見をいただいております。

190「学童交通安全対策」です。この事業につきましても、区立小学校1年生を対象に、交通安全のランドセルカバー及び黄色い帽子を配るという内容です。また、通学路の安全確保のため、交通安全・防犯の視点での、通学路安全総点検を毎年実施しています。

ご意見としましては、配布する帽子をサイズ調整可能なものに変更したという工夫について評価した上で、今後も多角的視点を持って取り組んでほしいと要望をいただいています。

最後に、1ページに戻っていただきまして、個別施策の評価をご報告いたします。

総合評価のところから申し上げます。本施策は、3行目ですが、「諸事業が相互に関係を結びながら展開されることによる相乗効果」、各事業が相互に関係して有効に連携しているというところを評価いただいています。

2段落目では、課題を改めてご指摘いただいております。3行目、「保育の質の確保や、利用者の多様なニーズへのきめ細かな対応」、4行目、「児童相談所の開設準備については、具体的

な開設スケジュールを示せる段階には達していない。学童クラブについては、定員拡充が必要な状況が続いている」。こういったご指摘をいただきました。ただ、最後のところ、区はそれらの多くの課題を認識して検討を行って対応を図っていこうという姿勢が見られる。そのため、「おおむね順調に進んでいる」と評価をいただいています。

今後の取組の方向性に対する意見としましては、1段落目のところは、大型マンションの建設等が区内で進んでいることを受けて、保育所待機児童対策について、実際希望した園に入っていない方がどの程度いるのか、そういった状況も十分に留意してほしいという意見です。2段落目では、妊娠期から子育て期にかけて、より総合的で網羅的なサービス・支援を整備して、周知してほしい。また、課題・ニーズの変化を把握して、しっかりサイクルを回してほしいといったご意見をいただいています。最後の段落は、これらの取組を支える体制に関して、各事業分野の関係者が集まる会議体への活動支援も適切に実施してほしいというご意見をいただいています。

その他意見・感想としまして、3ついただいています。1つ目が、子育て環境の整備は、子どもの育成過程の中心である「家庭」を支援する視点、また、男性のさらなる子育て参加を支援する視点、さらには、子どもの育ちを支え合うまちづくりという視点を十分に意識して進めてもらいたいということ。2つ目が、児童相談所の設置準備については、今後の見通し、それに基づく現在の進捗状況を区民がより具体的に理解できるような情報提供をしてほしいということ。最後は、義務教育課程修了後も、自立した若者に成長するまで適切な支援に結びつくよう、子ども・若者総合相談窓口の積極的な周知を図ってもらいたいということ。こういったご意見をいただいております。

これで個別施策 I - 4 の説明を終わります。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、少し意見交換をしていきたいと思えます。

冒頭、申し上げましたように、現段階では、これはそれぞれの部会の案ということになるのですが、それを今日あるいは次回で、委員会としての結論にするということが必要ですので、いろいろ議論して必要があれば修正するということも含めて、閣下に意見交換をしていただければと思います。

まず、第2部会の部会長あるいは委員の皆様から、少し強調したいことなり、補足的なご発言があればお願いします。

【第2部会長】

大変丁寧なご説明をいただいたと思えます。経常事業が60ありました。その扱いがやや悩ましかったのでありますが、資料のほうは部会全員でしっかりと見て、その上で質問があれば、担当している課のところにお問い合わせとした上で、いくつか絞ってヒアリングを行うという形をとりましたので、濃淡はありますけれども、網羅的に見て、関心の特に強いところを絞り込んでいくという形で評価を行ったその部会としての取りまとめ案が、今ご説明いただいた

ものになることをご理解ください。それが1点目。

それから、いずれも計画事業については、「計画どおり」と評価しておりますけれども、今、事務局からご説明いただきましたが、ほとんど全てにおいて、具体的、場合によっては少し強調するような形で、課題の提示とか、こういう方向性があるのではないかというような形で強く書き込む。その上で、「計画どおり」というように評価するということが部会案としてはなっております。したがって、もろ手を挙げて、このままでいいというような形での「計画どおり」という評価ではありませんで、具体的な形で課題を提示して、しっかり認識してくださいというメッセージを発した上でのこういった評価になっていることを強調しておきたいと思っております。

私からは以上になります。

【会長】

ありがとうございます。

もしあれば何かご発言を。

【委員】

部会長が発言してくださったとおりで、もちろん「計画どおり」という評価はさせていただきますけれども、必ずしも全てそのとおりと認めたわけでもなく、その辺は今後の課題として発言したことを評価シートの中にまとめていただいたと思っております。

事前学習も含めて、各委員とも、かなり資料の読み込みとか、ヒアリングに向けての準備を十分した結果というふうに、自画自賛ではございませんけれども、思っているところです。

特に皆様も多分気になるところだと思うのですが、計画事業12番の「児童相談所設置準備」については、部会長も含めて白熱した議論をいたしました。「計画どおりではない」という意見は出たのですが、区の計画がどうかというと、「計画どおり」なわけです。決して遅れているということではなく、計画に沿った準備をしている。とはいえ、他区では、同じ条件のところ、もう既に設置しているのではないかと、どうして新宿区はできないのかということと、「計画どおり」ではあつたけれども、今、どこまで進んでいるのか見えないのがちょっと厳しいのではないかという意見も出ました。我々4人の委員の意見を部会長がしっかり酌み取ってまとめてくださったことに、本当に感謝をしております。

【会長】

ほかにいかがでしょう。第2部会の皆様、よろしいですか。

では、少し意見交換していきたいと思っております。どなたからでも結構ですので、今のI-4の施策、あるいは、それを構成する計画事業について、ご質問なりご意見なりあればお願いいたします。

【委員】

丁寧なご説明ありがとうございます。経常事業についても、すごく皆さん細かに議論されたんだなということが、すごくよく分かりました。

少し疑問というか、10番「放課後の子どもの居場所の充実」で、「2所誘致する予定であつ

た民間学童クラブを誘致できなかったことが大変残念である」とあったのですけれども、どうしてかなというのと、今、内部評価のほうを見させていただいたら、5か所助成する予定、「5」の予定が「3」だったので「2のマイナス」、そのような理解でよろしいのでしょうか。理由についても、適地が見つからなかったため従来の3か所になりましたということなので、民間学童クラブというのは、やはり場所的に非常に難しいものなのか。個人的に理解不足なのかもしれないのですけれども。

この中で、放課後の子どもの居場所の充実ということであるならば、民間の学童クラブの誘致を優先するのか、それとも区の施設のことをもっと充実したほうがいいのか、そういったことを、どのような評価だったのか教えていただけたらと思います。

【会長】

ありがとうございます。

【第2部会長】

今の点について、私の記憶しているところは、まず、数的には、おっしゃったように、3所から5所に民間学童クラブを増やそう、プラス2にしようとしたところは、かなわなかった。ここについては理解した上で評価を行いました。ご指摘のように、そもそも難しいのではないかというようなことでしたけれども、ヒアリングのときの記憶をたどりますと、確かに満遍なくこういうものを配置すればいいという話ではなく、やはり必要な、お子さんが多い地域もあるということで、行政としては、そういうものも見渡して、あまり踏み込んではおっしゃっていませんでしたけれども、ある程度の優先順位みたいなものを考えながら、何が何でも2所を民間でというよりは、やはり地域性があるので、それに応じて、適切な土地がこの期間については見当たらなかったということなので、今回、民間のほうは2所開設するということはできなかったという説明だったと私は記憶しております。それを踏まえての評価。計画に対して2所開設できなかったのも、これについては、なぜそうなってしまったのか、その必要性の見直し、そういうものは間接的かもしれませんが指摘している。このような形で部会としては評価したというのが、私が記憶している範囲でのお答えになります。

【会長】

よろしいですか。

【委員】

ありがとうございます。評価のところに書いてあったので、重大なことのようになってしまいました。これは先生と部会の方にお任せしますけれども、評価ではなくて、今後の取組に関する意見でもよかったのかなと感じています。

専門ではないので大変申し訳ないのですけれども、私は落合地区に住んでおまして、落合第五小学校を視察されたということですが、私のところは第三と第六が近くで、第三のほうで地域の方々のボランティアがすごく盛んで、子どもたちの見守りというのできているような気がします。反対に第六のほうは、PTAの方がとても熱心で、いろいろボランティアとして関わったりしているので、そういった地域性もいろいろあるのかなと感じています。あ

りがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

先ほど申し上げようと思っていて、今言うのですが、これからのディスカッションに関する
ことで、今日の最後の話題として、「第三次実行計画への提言」をまとめようということがあり
ます。通常、個別の事業は単年度の予算に反映するという形ですが、来年度で最後になります
ので、第三次実行計画の策定の年になる。ですから、報告の取組として、今のようなお話も含
めて、昨年度の実績の評価を超えて、今後どうすべきだという話は、「第三次実行計画への提
言」にきちんと書こうということを考えています。ですから、委員がさっきおっしゃったよう
に、ちょっともやもやしていることなどは、ちゃんとそこに書き込んで、次に改善してほしい
ということ提言する。そのようなことも含めて今日いろいろご発言いただければいいと思
いますし、あるいはチェックシートで、もう少し強調したほうが良いという書きっぷりも含めて
議論いただければいいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

個別にやるわけではないですが、今、せっかく10番のところだったので、私から思うとこ
ろがあります。子どもが小学生のときにPTA会長を3年やったんです。そのときその小学校
は、放課後の子どもの居場所のことが保護者の一番の関心事で、地元自治体にも掛け合ったの
ですが、なかなか難しいということで、空き教室を利用して、PTA主催の子どもの居場所づ
くりというのをやりました。そのとき、色々な仕組みをつくったのですが、今ちょっと気にな
ったのが、この直接参加というものです。一番下に書いてあります。

例えば小学校1年生とか、両親が家にいない低学年の子にとっては、かなり不合理というか、
私のつくったミニ児童会館は、放課後すぐ校舎内のところに行けるように仕組みをつくって、
保護者との連絡帳などもつくってやりましたけれども、帰宅させないで直接行けるというのは、
すごく重要なことだと思うのです。ここを強調したいという気持ちがあります。「検討してもら
いたい」と書いてありますけれども、私も強く要望したいと思います。

【第2部会長】

もし全体会でお認めいただけるようでしたら、例えば今後の方向性というところに記載とい
うことも考えられるのではないかと思います。

【会長】

第2部会の皆さんも含めて、いかがでしょうか。

【委員】

事務局に確認したいのですが、今、放課後子どもひろばの参加について話題になって
いますけれども、最初に発行されているパンフレットを見ると、一時帰宅のことは何も書かれ
ていなくて、私もちょっと気になったので、区のホームページを改めて見させていただきました
ら、「直接参加はできません」と書いてあったんですね。ですから、もともと直接参加は子
どもひろばに関して最初からできなかったのか、何らかの理由があつて直接参加ができなくな
ったのか、その辺のところをちょっと確認したいと今思っております。

この内容とは変わるのかもしれないですけども、視察に行くまでに、「一体、どういうことですか」とか、「色々な子どもが混在しているとはどんな状況ですか」ということを皆さんおっしゃっていたので、私たち第2部会の委員以上に、他の委員は感じていることだと思います。

【会長】

ありがとうございます。

いかがでしょう、「少し分かりやすい説明にしておいてほしい」ぐらいのことを書き込みましょうか。

【委員】

今の質問とも重複するかも分かりませんが、学童クラブというのは、小学校に行っている子どもたちが放課後に行くところが学童クラブでよろしいのですか。

【委員】

3つとも全部そうです。

【委員】

幼稚園に行っている子どもが放課後行くところは何と言いますか。

【委員】

児童館。

【委員】

児童館とかに行ってもいいわけですよ。

【事務局】

そうですね。児童館は結構です。

【委員】

保育園だと夕方5時とか6時まで預かってくれる場合もあるのだけど、幼稚園は定時で帰ってしまいます。その子どもたちが今度は学童クラブと同じように行ける場所がありますか。

【事務局】

恐らく幼稚園が終わって以降も保育を必要とする子は保育園に行きますので、幼稚園が終わった後、居場所がなくて困っているというのは、あまりないですね。一部の幼稚園では最近延長保育というのをやっております、保育園に預けるほどではないけれども、もうちょっと延長したいというニーズには、私立も区立も、応えていくようにしています。

【委員】

そうですか。私の妻が学童クラブというか、そういうところで顧問で午後から行っているもので、よく理解をしていないのですけれども、「大変なのよ、ビルの5階にあるのよ」とか、そういうふうに言っていました。都会ですと遊ぶ広場というよりも、施設の中でみんな遊ぶという状況になっているようですけども。保育園、幼稚園、学校、この3つの関係で、どうなっているのかがよく分からなかったのもので質問させていただきました。ありがとうございます。

【会長】

ありがとうございます。

今の10番のところで何かほかにご発言ありますでしょうか。

【委員】

確かに学童クラブ、放課後子どもひろば、「ひろばプラス」というのがついたので、その理解というのは、特に必要を感じていない世代にとっては実に分かりづらくて、少しは分かっていたつもりでも、今回この評価をするに当たって、パンフレットとかその他冊子をかなり読ませていただきました。今、小学生の子どもがいらっしゃる親御さんにとってはとても深刻な話ですので、もちろん色々な資料をたくさん読まれて、分かった上で、理解した上で、何を選ぶか、何を選ばないかというのを決めていらっしゃるだろうと思いますけれども、その世代を離れた世代には、最初から説明しないとこれは難しいのだなと改めて感じております。ですから、評価を書いているところだけを見て理解してくださいというのも、なかなか厳しい話だったのだなと今改めて感じているところです。

【会長】

当事者だけが分かっていたらいいということではなくて、広く一般の皆さんの理解のある支援、サポートが必要な分野だと思いますので、いかがでしょう、分かりやすい説明を書き加えることをする。

【第2部会長】

その点、私も賛同いたします。そうしますと、文言等についてはご一任いただければと思いますが、どこに位置づければよいのか、その点だけ方向をお決めいただければと思います。もし今のこの点を盛り込むという点をご承認されるのであれば。

【会長】

今後の取組のところがいいかなと私は思いますが、よろしければ。

では、そういう方向で一部加筆をお願いしたいと思います。

【委員】

放課後の子どもの居場所ということですが、学童クラブとか子どもひろばという話題を中心に話されていましたが、小学校の校庭開放というのは、今も居場所として実施されているのでしょうか。

【事務局】

区ホームページに、新宿区立小中学校で実施している校庭スポーツ開放は、令和4年3月22日から再開していると記載しております。

【委員】

一時、コロナの関係で学校にみんなが集まらなくなったこともあったもので、昔は結構開放されていたのですが、そういうことがあって開放をストップしたので、それが再開したのかなという質問でした。ありがとうございます。

【会長】

ほかの事業についてはいかがでしょうか。

では、また私から。児相の話ですが、これは全く理解していないということでご容赦いただきたいのですが、行政の施策で何年以降にやりますというのは普通あまり書かない。やるなら目標年を決めてやってよという気持ちにみんななるのではないかと思います、そこはそんなに難しいことなのですか、児相をつくるというのは。

【事務局】

事務局から失礼します。

当初は令和3年4月という開設時期を定めて走り始めたのですが、令和元年度に、3年以上延期すると表明しました。その後、引き続き人材育成に努めています。

【会長】

第2部会で相当議論があったというお話が先ほどありまして、今後の取組の方向性に対する意見の2行目のところに、開設予定日程をより具体的に示せる段階にまで頑張っただけということですが、もうちょっと強く言うことはなかなか難しいですか。もうちょっと強くというのは、区を後押しするという意味でもうちょっと強めに、ちゃんとできるように頑張っただけという言い方をすることはできないですか。

【第2部会長】

素案は、実際のところ、もう少し強めでありましたけれども、最終的にこういう形に、これも和らいだということなので、先生のご指摘はそのとおりですが、やはり事情があると、今、事務局からご説明がありましたけれども、当初の予定はかなりスペシフィックなものだったのですが、その後、配置基準自体が変わったということがあり、新宿区の場合、対人口比で専門職の数が想定より多くなってしまい、見通せない、具体的なことを言い切れないという状況がある中で、区のほうではしっかりやっているけれども、明確には特定できない。この点、同じところを何回もヒアリングでも聞いたのですが、明確にすることはできないとは言いませんが、6年4月以降ということで、私の受け止めとしてはぎりぎり具体的に示しているのが現状ですというお答えでしたので。

ただ、それであるがゆえに、部会ないし区民の間で相当程度の不安が生じている部分もあるということなので、評価の一番最後のところで、「区民からは必ずしも十分見えないことが不安をもたらしている部分もある」というところは、私個人的ないしは部会としても踏み込んだところで、部会では、このままだと計画性なり疑われることにもなりかねませんよということも書こうかと思ったのですが、今申したような事情もあることを考慮して今のような書き方になっているということです。そのような状況です。

【会長】

ありがとうございます。悩ましい状況というのはよく分かりましたが、皆さんから何かこれについてご意見があれば。

【第3部会長】

私、部会の議論はもちろん知らないわけで、違う観点からのお話だけなのですが、港区の児相について、かなり問題があり、住民の反対があつてなかなか開設できなかったということがあつたと思います。反対運動が起こらないようにするためには、場所の設定ですとか慎重にすべきなのかなという感じもするわけですが、それが一つあります。あと、たまたま今、品川区で区長選挙があつて、あそこちょっと関わりがあつて、そのときに品川区の児相についてお話を聞いたのですが、場所が決まって開設するというので今進んでいると言っていました。

そういったことを考えていくと、人材がどうこうというよりも、反対運動ということで、場所の設定をどうするのか、なかなか計画が立てられないのかなと私は感じたのですが、その辺がどうなのだろうか。人材育成の問題だけであれば、着々とやっていけばいいのではないかという感じはしますが、住民の問題を入れていくと、そう簡単にいつまでにと、お尻を切つてここまでにつくってしまうというのは問題もあるので、もしかすると未確定というのはそれなりの理由があるのかなと感じたのですが、その辺いかがなのでしょうかとこの疑問です。

【会長】

何か説明なり議論がありましたでしょうか。

【事務局】

私の知る限り、そういった建物の立地等が課題となっているということはありません。既に一時保護所は完成しております、現在は東京都に無償で貸し付けて、東京都の児童相談所が運営している状況です。

【第3部会長】

ありがとうございます。

【会長】

ほかにはいかがでしょう。

先ほどの部会長のご説明を伺って、この書きぶりがぎりぎりのところだということを私は理解しましたので、よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、ほかの事業を含めて何かご発言、ご意見があればお願いします。1-4の関係です。よろしいでしょうか。

では、次に行きたいと思しますので、事務局、お願いします。

【事務局】

個別施策1-9についてご説明をします。チェックシートについては9ページからです。こちらについても、事業内容、各事業のご説明をした後に、最後に個別施策の評価のご説明をいたします。

めくっていただいて10ページからです。

個別施策1-9は、「地域での生活を支える取組の推進」です。

施策の概要としましては、判断能力が不十分ですとか、あるいは障害をお持ちですとか、そういう事情で日常生活を送る上で支障がある方も含めて、誰もが地域社会の一員として生き

生きと生活が送れる共生社会の実現を目指すため、そういった方々をフォローしていく事業を集めた施策になっておりまして、3つの計画事業と14の経常事業で構成されています。

まず、3つの計画事業を見てまいります。

10ページの計画事業25番「成年後見制度の利用促進」です。判断能力が十分でない方が地域の中で安心して暮らし続けられるように、成年後見制度の利用を促進していく事業です。

具体的には、制度の普及啓発のために、民生委員児童委員協議会等において事業説明を行ったり、相談の受付、制度を利用した際の費用の助成、市民後見人の育成、法人後見の支援、そういった成年後見に関する各種取組を実施する事業です。

では、チェックシートの評価の記載を見てまいります。

評価については「計画どおり」です。

今後の取組の方向性に対する意見は2ついただいております。

1つは、市民後見人の育成として登録していただいている方、これを登録後見メンバーと呼んでおりますが、このメンバーとして登録されている方を増やしていく取組はちゃんとできているが、その一方でメンバーから外れていく人もいます。そうしたことがなるべく発生しないような取組ができないか。そういった工夫をしてほしいというご意見をいただいております。

もう1つは、この事業をより広く展開していく説明の場として、地域の団体、町会や商店会といったチャンネルを利用してはどうだろうかというご意見をいただいております。

その他意見・感想につきましては、今後の取組として、「地域の困りごとは、地域で支え解決していく」というように、成年後見制度の利用が必要な方は、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、また支援する側は、メンバーとして誇りを持って社会貢献していくことができるようにやってほしいというご意見をいただいております。

もう1つのご意見は、登録後見活動メンバーが増えていることは評価してくださっていますが、その説明会が21名の参加実績というのは、新宿区の人口から考えてちょっと寂しい実績なのではないか。もっと身近に感じられるような工夫をして、成年後見制度をもっと親しみやすくしていけるようにしてほしいというご意見をいただいております。

続きまして、計画事業26「だれもが地域でいきいきと暮らせるための就労支援の推進」です。こちらは、就労意欲はあるけれども働くことが困難な状況にある方たちを対象に就労支援を行っていく事業です。

事業内容としましては、各種の支援講座、心理的な面に課題がある方を対象としたカウンセリング、無料職業紹介のイベントの実施、区内障害者施設での業務の受発注を集約する取組、施設でつくられたパンや蜂蜜などの製品を販売するコミュニティショップの運営、そういった取組を実施しています。

チェックシートの記載を見てまいります。

まず評価の欄ですが、最初の1段落目のところは、指標の達成度を振り返っていて、1つは40.3%で、目標達成できていないという確認をされています。

2段落目のところ、とはいえ、就労意欲を持ちながらも働くことが困難な人に対して、コロ

ナ禍にあってオンライン等いろいろな工夫をして、趣旨に沿った取組を工夫したところは評価できるとコメントしていただいています。

3段落目のところ、社会福祉協議会や関係企業等、関係組織と連携を図れていると。そういったところを総合的に勘案して、「計画どおり」と評価すると記載されています。

今後の取組の方向性の意見については、いくつかいただいております。

1点目は、多様な取組がなされているので、取組間の連携を引き続きしっかりやってほしいということ。

2点目は、本事業の取組の一環として「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」と名づけて、蜂蜜を売っていますが、これはユニーク性がある非常に面白いと。新たな販路開拓、オリジナル商品の開発、多様な商品化等も目指していて良いというご意見です。

参考になる取組として、「久遠チョコレート」というものをご紹介します。下の米印で書きましたが、花園パン工房ラ・バルカというところがあって、こちらはもともとパン工房ですが、障害者の方の雇用促進と低工賃からの脱却を目的として、久遠チョコレートというチョコレート事業を2014年に立ち上げて、これが大変評判がよいと。この取組を参考に、障害者の雇用と企業の成長、ブランド力のある魅力的な取組を両立させるような形でしっかり頑張っていてほしいというご意見をいただいております。

3点目は、ITの訓練でテレワークや、ネットワークを活用したコミュニケーション、働き方に関する基本的・専門的な訓練を今後も引き続きしっかりやってほしい、強化してほしいと。無料職業紹介については、55歳以上の方のニーズが高い分野のセミナーをやってほしいといったご意見をいただいています。

4点目は、これは指標設定に関するご意見ですが、取組が多岐にわたっているけれども、指標が直接効果測定しているのはその一部にとどまるのではないかと、ほかにも指標を追加することはできないか検討してほしいというご意見をいただいています。

12ページ一番上は、新宿区勤労者・仕事支援センターという施設がこの事業の拠点となる施設ですが、こちらを現地視察された感想です。就労意欲を持ちながら働くことが困難な全ての人に対して、就労支援や無料職業紹介を実施し、総合的な就労支援を行うことは、非常に重要な取組であると評価していただいています。その現地視察をして、障害者、若年非就業者、高齢者の「働きたい」という思いを十分に汲み、スタッフが一生懸命業務に従事していることを確認でき、なくてはならない大事な施設と感じたと書いていただいております。

その次も視察を踏まえたご意見ですが、コミュニティショップは良いと思う。福祉商品については類似商品が販売されがちだけれども、こちらのほうはデザインも品質もよく、日々の取組のたまものだとお褒めをくださっています。

次の段落では、このコミュニティショップが四谷地域センター、それから、ここ・から広場、若松河田駅構内にあるのですが、それぞれの店舗に特色があったが、販売スペースが小さくてもったいないと感じることもあったと。新宿中央公園に「SHUKNOVAカフェ」という、民間活力を活用したおしゃれなカフェができていますが、ああいった最前線のおしゃれなカフェ

エをつくってもいいのではないかというご意見をいただいています。

最後は感想ということで、受注センター事業は福祉施設への受発注を束ねる事業ですが、そういった仕事の分配だけでなく、新たな仕事も作っており、しっかりやっていると評価するコメントをいただいています。

続きまして、計画事業27「高齢者や障害者等の住まい安定確保」です。こちらの事業は、例えば高齢の一人暮らしの方ですとか、障害のある一人暮らしの方、ひとり親世帯等の方が、民間賃貸住宅に入居しにくいことがあるため、そういった方々が住まいを確保できるよう、取り組んでいく事業です。

賃貸住宅に入居する際、また契約を継続する際の保証料の一部を区が助成しています。また、入居された後、残念ながら賃借人が亡くなってしまった場合に、それに対応する費用をカバーする保険商品がありまして、その保険に大家さんが入られる際に払われる保険料の一部を区が助成する取組もこちらの事業でやっています。

こういった取組の検討や情報の周知のために、不動産団体や高齢者支援団体、障害者支援団体等と連携して居住支援協議会を運営し、住宅の確保が困難な方たちへの支援の充実につなげていきます。

ではチェックシートの記載を確認してまいります。

まず、評価のところ、1段落目は、この事業は重要な取組だと確認しています。

2段落目のところで指標の達成度を見ておりますが、実は指標1、ここには記載していませんが、44%で、指標2が4%と、非常に達成率が低いというところはありつつも、「新宿区居住支援サービスガイド」という啓発冊子、民間賃貸住宅を借りたい際のガイドブックを区のほうでつくっており、これが非常によくできている。かつその配布等の周知にも力を入れているということ踏まえ、指標の達成率、指標が捉まえている事業の部分は確かに達成度は低いけれども、ほかの取組はしっかりやっているとところを総合的に評価することで、「計画どおり」と評価されています。

実は、指標の達成度は低いけれども、区はちゃんとやっているという評価をして、この27では「計画どおり」としていただいています。この後触れる個別施策Ⅱ-1の事業の中に、同じ評価をしつつも「計画以下」としている事業があります。会長、副会長、部会長ともご相談したのですが、委員会としての評価の統一性という観点から、この全体会の場でこれらの事業の評価をどう扱うか、ご検討いただきたいと考えております。その際、この事業はまた見ることになるというところだけ、押さえておいていただければと思います。

今後の取組の方向性に対する意見です。

1点目は、達成度が低い債務保証料の助成や、死亡保険料の助成の実績はもちろん向上させなければならないということで、各種工夫を求めています。

2点目は、高齢者や障害者の入居を促進するため、家主が抱える不安をなくすというのが事業のそもそもの本旨であろうということで、助成件数だけではなく、ほかの取組をして居住支援の効果を測るような指標を設定することができないだろうかという課題を投げかけています。

最後、その他意見・感想のところでは、「新宿区居住支援サービスガイド」は非常によくできている、入居から退居まで利用できる居住支援サービスの一覧が掲載されている、絵付きでカラー版で見ているととても楽しく、また分かりやすくまとめてあり、すばらしい冊子と感じたという感想をいただいています。

以上、この3つがこの施策の計画事業です。この施策については、経常事業には特にご意見が出ませんでしたので、最後に、施策の評価の確認です。チェックシートの9ページにお戻りいただけますでしょうか。

個別施策I-9「地域での生活を支える取組の推進」の評価です。

総合評価としましては、成年後見の利用促進ですとか、就労支援の実施、民間賃貸住宅の入居の促進、それぞれの事業が適切に進んでいるので、この施策自体も「おおむね順調に進んでいる」と評価をするとあります。

ご意見としましては、事業によってはコロナ禍の影響があったものの、計画遂行に向けた努力はしているということです。逆に言うと、これらの努力をしても、結果に影響が出るくらいコロナ禍の影響は大きかったのだらうと。令和3年度、また4年度とコロナ禍の経験のノウハウが積み重なっていきますので、さらなる成果を上げてほしいというご意見をいただいています。

今後の取組のところは、先ほども出てきましたが、高齢者単身世帯が増加していくので、この施策による取組の重要性はますます高まっていくだろうということで、さらなる普及啓発等を通じた取組のさらなる充実を求めるというご意見をいただいております。

個別施策I-9の説明は以上です。

【会長】

ありがとうございます。

では、今のご説明の補足が部会長からあれば。

【第3部会長】

今、事務局のほうから論点についてはご説明がありましたので、それについては後ほどご議論のほうをお願いしたいと思っております。

それで、多少補足をいたしますと、26の計画事業ですが、こちらは評価のところに数字がありますが、達成度40.3%ということでもあまり高くないにもかかわらず、「計画どおり」としております。その理由は、結果として見ればあまりよくないのかもしれないのですが、過程の中で様々な取組があつて、ご説明があつた蜜蜂の関係ですとか、そういったユニークな事業についてはきちんとやっているということで、その過程を評価して「計画どおり」としているということです。

もう一つは、評価の指標が、これも先ほどの話にありましたけれども、26番の事業の方向性の下のところを書いてありますように、就職者数と就業者数ということで、これだけを見た限りでは達成率は低いとなるわけですが、その他の新規事業を見るようなもので指標がつけられれば、違った評価になってくるのではないかとということです。

これが、同じようなことというか、もう少し極端なのかもしれませんが、27番の事業については、説明があったように、取組の方向性のところに家賃等債務保証料助成の執行率が44.4%、それから、入居者死亡保険料助成はもっと悪くて4.0%ということでかなり悪いので、これを「計画どおり」とすることがどうなのか。しかも内部評価では「計画以下」としているにもかかわらず、外部評価で「計画どおり」とすることがどうなのかということでもあります。

これについては、これも説明にあった「新宿区居住支援サービスガイド」を見た限り出来がよかったということですか、また、新宿区のアパート等の家賃等助成をするにしても、それを紹介している不動産業者は新宿区にとどまらなくてむしろ他区にもたくさんあるわけで、そこにどうやって情報を届けていくのかという問題があって、それについても、それなりの冊子の数や配布先を見た限り、努力は見られるのではないかと。そういったことで、外部評価としてみれば「計画どおり」としたのですが、それがどうなのかという妥当性については、後ほどご議論をお願いしたいということでもあります。

私からは以上です。

【会長】

ありがとうございます。第3部会の皆様でご発言があればお願いします。

よろしいでしょうか。では、皆さんから今の件について、どこでも結構ですが、ご質問、ご意見があればお願いします。

【委員】

計画事業25番の成年後見制度の利用促進についてですけれども、これは社会福祉協議会のほうに事業を委託しているものだと思いますが、その他の意見の最後のところの「養成講座の敷居を低くする試みがあってもよいのではないだろうか」ということについて、若干違和感というか、異論がありますと言うのはちょっと言い過ぎかもしれませんが、感じているところです。

制度そのものを、例えば民生委員の会合とか、地域の団体（町会、商店会）を利用して制度そのものの普及啓発を進めるということは、とても大事なことだと思いますけれども、一方、市民後見人の養成というのは本来非常に厳しいものであって、ハードルを低くすればよいというものではないと日頃の活動を通して感じております。

私は、かつて登録後見人の講座を受けて登録したという経験があります。講座そのものも、消費者被害の問題とか、それから、高齢者が2025年には5人に1人が認知症になるというようなことも出ていますけれども、認知症の理解の問題とか、かなり専門的なことをきちんと理解した上でなければ務まらないという、非常に難しい講座であったと思っております。

その講座を受けて、すぐ市民後見人として活動できるかということと必ずしもそうではなく、社会福祉協議会の中で「地権」というような言い方をしているので、「地権」の正式名称が正しいかどうか、申し訳ないのですが、私は、地域福祉権利擁護事業というふうに、東京都の社会福祉協議会でやっている事業と理解していますけれども、そちらのほうのメンバーになって、高齢者の具体的な支援を経験した上で初めて受任するというような、結構難しい仕組みの中で運

用されているのではないかと思います。そういった厳しい中で養成講座の敷居を低くするということは、今後の意見として正しいかどうか、もう少しその説明をきちんとお聞きしたいという思いを含めて発言させていただいております。

【会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】

今、成年後見制度の利用促進のところでご意見をいただきました。私ごとですが、私も養成講座を受講しまして、今、生活支援員ということで登録メンバーとして活動させていただいています。今おっしゃったように、とてもなすことがたくさんありまして、社会福祉協議会のほうでの養成講座を2か月に一遍とか、専門員の司法書士の先生とか社会福祉士の方とかの講座を受講し、それを実践として支援を必要としている方に提供させていただいているというもので、非常に意義もありますし、当然大変さ、難しさというのも抱えています。個別に一人ひとり抱えている悩みや問題があるものですので、培ってきた経験とかも違う中で日々勉強をしているという思いでやっています。財産管理といったところも扱いますので、一つ間違えると大きな損失になってしまいます。自分を高めるということもそうですし、人のものを扱う大切さ、重要さをかみしめながら、一つ一つ丁寧にやっていっているというのが実情です。

【会長】

ありがとうございます。

【第3部会長】

私自身も記憶の限りなのですけれども、養成講座というのは、受講者を増やしたいということで、敷居を高くすると、登録まで行くぞという覚悟を決めた人しか来ない可能性があります。もう少し広めにして受講してもらって、その後、最後まで行って登録まで行き着けるのか、それとも途中でやめる人が出てもいいのではないかとということで、入り口は低くしてよいのではないかと。債務については、これはかなり難しい関係も扱いますので、合格のレベルを下げるということとは違うというような理解でいたのですが、そんな感じでしたか。

【委員】

今、先生が言われたような内容での話だったように私も記憶しています。後見人の知識のレベルを下げろとは一言も言っていないで、こういうのがあるんだよということをもっと皆さんにお知らせするためということで、上の段の今後の取組の方向性に対する意見というところで、事業説明会の場として、地域の団体（町会、商店会）を利用してはいかがですかという意見を出させていただいた状況です。

【委員】

事業を説明するという、成年後見制度に対する理解を一般の私たちのような住民に広げるという意味では、それはとても大事なことだと思います。一方、養成講座というのは、区が目指しているのは、要するに後見人を養成しようという講座であると思うのです。また別物というふうに思います。まず一番最初に説明会というのがあって、その説明会を聞いて、この後、あ

なたは養成講座を受けますかどうかという確認をした上で養成講座をしていると私は認識しているのですが、その段階で既にハードルが結構高いわけです。つまり、養成した後、市民後見人になりますかどうかということをお問われた上での養成講座というふうに理解できると思います。それと、講座を受講したからといって全員が市民後見人に登録されるわけではなく、その中で若干テストがある。今もたまに落ちる人もいるかなというようなテストもあった上での養成講座であると思います。

ですから、後見人の活動を広めようとか市民後見人の制度を理解しようというのと、養成講座というのは別物ではないかと理解しております。身近に感じられるようなことは確かなんだけれども、敷居を低くするというふうに言い切ってしまうことに若干異論を持ったところです。もちろん最終的には部会の皆様のご判断にお任せするということでは変わりございませんけれども、その意味で発言させていただきました。

【第3部会長】

どうもありがとうございます。

計画事業評価シートの47ページに流れが書いてありますので、ここを見ていただいて説明をしたいと思います。参考資料2の47ページをお開きいただいて、実績というのが真ん中ぐらいにありまして、そこに流れが書いてございます。

実績の(4)で市民後見人の養成という項目があって、まず、受講説明会の開催ということで、21名参加と書いてあります。外部評価のほうの説明会参加21名というのがこの数字です。その後、講習会を6回開きまして、選考試験を行ってその合格者が9名。その9名が新たに登録されたということでもありますので、ここで言っている21名が少ないというのは、最初の説明会の参加者を増やそうということを言っているところです。最終的な試験合格者の9名、これも増えればいいわけですが、ここについて直接言及しているのではなくて、入り口の21名をもっと増やしたいということでもあります。

ですので、もしかしたら、「養成講座の敷居を低くする」という表現が引っかかるのであれば、この辺は工夫の余地はあるのかなと私は感じたのですが、いかがでしょうか。

【委員】

今、最後に先生がおっしゃったように、養成講座のレベルを下げるという話は一切部会の中では出ていなかったと私は記憶しています。それ以上に、成年後見制度の利用促進ということで、ただ弁護士さんのところに行く等々ではなくて、こういうようなものがあるんだということをもっと多くの皆さんに知っていただくことが大事なのではないだろうかと思えて、第3部会では話し合いがあったと記憶しております。ですから、商店会や町会などの地域の会合で成年後見制度というものをもうちょっと皆さんにお知らせしたらどうでしょうかというふうに入れた次第です。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

今のご説明で、部会の中での話し合いの経緯は私もよく理解できました。でしたら、養成講座の敷居を低くするというのではなく、説明会の参加への勧奨の仕方とか、参加促進の勧奨というのが一番ふさわしいかなと思います。そういったことを工夫してほしいとか、もっと参加が促されるような方法を考えてほしいとか、適切な表現に変えていただけたらうれしいと思います。このままだと、私のように、養成講座の敷居を低くするのは、もっと簡単にしろというような捉え方に結びつく可能性があるのではないかと改めて思いました。ご説明はとてもよく分かりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

今のような形で、周知活動なり普及活動を頑張ってくださいというようなことが正確に分かるように、文案は部会長と私にお任せいただきたいと思います。ありがとうございます。

ほかにかがでしよう。

【第2部会長】

27番の内容につきまして、13ページの今後の取組の方向性に対する意見の2つ目の黒丸で、「本事業の目的は高齢者や障害者への入居を促進するため、家主が抱える不安をなくすこと」と書いてありますが、これは上の家賃助成とか助成制度の話であると思います。表記上の問題で、この事業自体は高齢者や障害者などの住まいの安定確保ですので、当然、家主に貸してもらうように促すということも一つありますが、高齢者や障害者、住まいを見つけることが難しい方々にちゃんと住まいを確保できるようにするというのが計画事業としての大目的だと思います。この書き方ですと、そちらがこの事業の目的だったのかというような読まれ方にもなりかねないと思います。本事業というのが上の2つの助成制度を指しているのであれば、「これらの助成制度」というような形で表記されるのがよろしいのかなと感じました。

それで、全体的にサービスを提供する側、支援者側の視点がやや強いように思っていて、利用する方々、高齢者や障害者、当事者をどう支援するということをもう少し強調するところがあってもいいのかなというのは全体的に感じたところです。

もう一点、それとの関連で、26番、11ページに戻りますが、今後の取組の方向性に対する意見の一番下のところに評価指標の見直し等が挙がっていますが、例えばここについては、色々な支援事業がありますので、今後の評価指標としては、利用者の方々から見て支援事業というのはどういうふうを受け止められているのだろうかという、利用者目線からの評価の指標を入れることも評価指標の見直しにおいては考慮していただきたいということも書き加えたほうが、支援者側ないし区の視点からではなくて、実際に支援を届けようとしている人側の視点をより組み入れたような形にもなるのかなと思いましたので、この2点。

27番における今後の方向性に対する意見のところは、特に「本事業」というところの表記の見直しと、11ページの26番計画事業の評価指標の見直しのところにおいて、利用者へのアンケート、満足度とかではなくて、その効果がどれくらいあるのかというのは当然議論は別にあると思いますが、少なくとも利用者の受け止めというのもしっかり組み入れる形で事業を

展開していくことを重視してもらいたいという趣旨で、こんなことを組み入れてもよいのではないかと。若干個人的意見が入りましたけれども、この2点を私から提案させていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

【第3部会長】

ご意見ありがとうございます。事業自体、内容が難しいなという感じもしています。誰が利用者なのかということですが、これは家主さんが利用者ということになります。高齢者や障害者がアパートを借りることがあるわけですが、家主さんがお断りになるケースがあって、要は独りで亡くなってしまうと後片づけ等が大変なので、そういった事態があつてほしくないと考えて家主さんが拒否をするケースがあるのではないかと。それを防ぐためにどうしたらいいのかということで、そういった事態があつたときには保険で何とかするということになりますので、客体として、最終的な利便性は高齢者、障害者に行くと思うのですが、直接のこの制度の相手方は家主さんであるということがちょっと分かりにくいのかなと思います。

そこで、表現はもう少しあるのかもしれませんが、家主さんのそういった不安をなくしてほしいということで、こういった制度や保険があるので、何かあつて家主さんが後片づけ等で費用がかかるときにはそれを助成しますという制度だということですが、この辺が何か表現上の工夫があつたほうがいいのかどうなのか。もしも皆さん方の誤解というものがあるのであれば、やはり少し直したほうがいいのかと感じました。

【会長】

タイトルが「高齢者や障害者等の住まい安定確保」という事業名ですが、高齢者、障害者の方への支援というのは、この中には具体的には含まれていないということですか。

【第3部会長】

高齢者や障害者等の住まい安定確保のために家賃等債務保証料を助成する事業だと。

【会長】

それは家主に対してですね。参考資料2の53ページの実績の(1)居住支援協議会というのは、誰に支援しているのですか。誰が対象になるのでしょうか。

【第3部会長】

これは不動産業者です。

【事務局】

関係団体の集まっている会議体なので、施策についての意見交換もしますし、情報共有の場でもありまして、「新宿区居住支援サービスガイド」もここで扱っていますが、この冊子の読者は大家ではなく一般の入居希望者です。なので、(1)の取組自体はかなり幅広い人が取組対象になってくると思います。

【会長】

今後の取組の方向性に対する意見というのは、この事業がさらに普及あるいは浸透していくためにどういうことが必要かというお話だと思いますが、今の部会長のご説明は、この事業が

まさに家主さんたちを対象にしているので、その人たちに働きかけをどんどんするべきであるということを書いてあるということですね。

【第3部会長】

もちろんこういった事業があるから、ちょっと言い方はあれですが、私が亡くなったときでも大家さんの心配は軽減されますよというようなことで、両方が知っていないと進んでいかなような気はするので、誰に冊子を配るのかといったところでは、誰もが知っておいてもらったほうがいいのだらうと思います。

【会長】

サービスガイドは、これをぱっと見ると、なかなか探せない人に向けてのものだと思います。だから、こういうものがありますというように普及活動をしているのは、この事業の中の話と言えるのではないかと思います。

それで、どうしましょう。

【第2部会長】

方向性は2つかと思ひまして、文言調整としてはあり得ると。チェックシートの13ページの今後の取組の方向性に対する意見の2つ目の丸のところの「本事業の目的」を取ってしまうということです。これはいろいろ含まれているということなので、この点について、上の2つの助成制度、これが家主の不安をなくすというのは明らかだと思うので、これについての話し合いという形で、明記するか取ってしまう、この2つかと思います。

【会長】

「両助成制度の目的は」とすればいいですかね。それは間違いないことだと思います。「両助成制度の目的は」に変えましょうか。ちなみに「障害者への」の「へ」は要らないと思います。

もう一点の評価指標の話は、利用者側から見た指標を入れたほうがいいのではないかと提案を入れたらどうかという話でしたが。

【委員】

事務局に質問をさせていただいたんです。4%、もっと言うと2件しかないということなのかと。

そのときに所管部署は、サポートする金額が、区が支払う額が少ない。そうすると、大家さんがそんなレベルの金額で区に申し込むのは面倒だという意見があるというやり取りをした覚えがあるけれども、どうでしたか。

【事務局】

そのやり取りはありました。そもそも大家さんが保険会社に支払わなければいけない保険料自体が安いと。それに対する区の補助額も高額ではないので、区の助成を受けずに保険料を支払うケースは考えられる、そういったことを言っておりました。

【委員】

不必要なのではないかというやり取りをしたところまでは覚えています。要するに4%というのは、すごく少ないというよりも、2件ですから、知っている人がいたんだというレベルだ

としか思えなかったのを記憶しています。

【会長】

制度としての効果はかなり低いのではないかと、そもそもがということですかね。

【委員】

そういうやり取りをしたことを思い出しましたということです。

【会長】

今のお話を聞くと、さっきの今後の取組の方向性に対する意見の2つ目の丸の、この助成制度が家主の抱える不安をなくすことなのではないかということに対して何か言わなくていいかどうかということかもしれないですね。ほかのやり方があるのではないかとか。

【第3部会長】

要は事業自体の魅力が低い。ないのかどうか分からないけれども、あまり魅力のあるような制度ではないので、それをどう評価するかということになってしまおうと思います。事業自体の評価をするのであれば、要らないのではないかとなくなってしましますが、外部評価は多分そういう評価の仕方ではないので、事業があることを前提としてどうやって評価をしていくのだろうかとなっていくと、なかなかアイデアは難しいですが、今の指標ではなくて違った指標を取らなければちょっとまずいのではないかとというニュアンスで、最終的にどうしたらいいというところが出ていないので、書きぶりとして見ると、「居住支援の効果が分かる指標が必要ではないか」というぐらい抽象的になっているということです。

【会長】

ということであれば、やはり頑張っただねという書きぶりということに。

【第3部会長】

事業自体について必要性どうの等々を言わないとすると、あるものはあるものなので、あるのであれば使ってくれるように何か工夫しなければいけないのではないかとしか言えないような感じ。

【会長】

先ほど言いましたように、次の第三次実行計画への提言という方向性を考えるのであれば、もうちょっとやることのあるのではないかとすることを少し書いて、これをやめたらいいとは別に書く必要はないと思いますが、もう少しいろいろ効果のあるものを探してねというようなことは入れてもいいような気はしますが、どうでしょう。別の項目として。

【第3部会長】

保険事故は、一人暮らしで亡くなるというのがまずあって、なおかつ身内がいなくて誰も片づけてくれる人がいないとなってくるとかなり人数が絞られてしまう。それを補うための保険料といったものは額は高くないわけですが。ということなので、そのぐらいのものでめったにないのであればあえて区からお金をもらわないで、必要があれば大家さんが自分で入るし、必要がないと考えれば入らないし、そういう現状になっているのではないかとということです。

【会長】

そうすると、入居を拒否する理由の主たるものとしてはそこではないということですか。

【第3部会長】

そこもあるでしょうね。だから、保険料をもらえれば入居を認めるというふうにはなかなかなりづらい。もともと意識の問題ですとか、そういったところなのかもしれないですけども。

【会長】

ちょっと深くなってきましたね。

【第3部会長】

そうですね、一つ一つやっている。

【委員】

若干発言がそれになってしまうかもしれませんが、単身高齢者が多い新宿区の中にあって目標値を50というふうを設定しているということは、そもそもその需要があるだろうという設定になっていると思います。それが2,000円なのか2万円なのか20万円なのか分かりませんが、要するに意味がないから申し込まない。それをもらうことに対して魅力を感じない大家さんが多いということが数字に表れているのかなとも感じました。

一方、この事業の内部評価が珍しく「計画以下」の評価をしているところに、外部評価が「計画どおり」と評価した。内部評価は「計画どおり」であっても、いやいや、そうじゃないでしょうというのがこれまでの私たちの議論だったようなところが、内部評価で「計画以下」なのに「計画どおり」と評価したことに、どうしてだったのかなと事業の内容を十分に理解できないままに、その点について違和感を感じております。

【会長】

先ほど事務局からもお話があったように、もう一つの事業と併せてその点は議論したいと思います。

【第3部会長】

事実のところだけお話しすると、そういったことももちろん議論になりました。なぜこれを「計画どおり」としたのかというと、パンフレットの出来がよいということと、大家さんだけというのではなく、不動産屋を通して入居があるので、不動産屋さんにもそういった冊子を渡しているですとか、そういった工夫をしているということで、努力はしているのだろうなということで「計画どおり」としたのですが、それは過程の問題であって、でも結果そううまく行ってないでしょうということを重視して見れば、やはり「計画どおり」ではないと思うので、これについては後ほど議論していただければいいのではないかと思います。

【会長】

今後の取組の方向性に対する意見のところを確認したいのは、「本事業の目的は」を仮に「両助成制度の目的は」としたときに、促進するため、家主が抱える不安をなくすことであると。その効果が分かる指標が必要ではないかということで、この書きぶりだと、この2つの助成制度は家主の抱える不安をなくす。それはそうですねということで、件数だけではなく、居住支

援の効果を測る指標、それは先ほどの居住者側に対しての支援の効果ということですね。

【第3部会長】

現状だけ見れば、PRをどの程度しているのかですとか、数値だけで言うのであれば、そのための冊子をどのくらいつくったかですとか、インターネットでどんな感じでPRしているのかですとか、そういったことをしているとすれば、実際の結果が出なくても頑張っただけということですね。

【会長】

そういうことですか。それは今の「計画以下」と「計画どおり」の関係のことを言いたいということですね。

【第3部会長】

だから、そういったことを言わずに、4%ということだけで「計画どおり」にはならないでしょうね。違った要素から捉えれば「計画どおり」とも言えるのではないのか。そんなことなのかと。

【会長】

居住支援として広く何をやってきたかということは測れるようにしましょうということですね。そういうことをもう少し具体的に書いていただければ。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今の個別施策I-9のパートですけれども、9ページも含めてほかにご意見はありませんでしょうか。

よろしければ、時間も時間なので、今日はここまでにしたほうがいいかなと思います。

【委員】

現地視察で四谷地域センターに養蜂の現場を見に行きました。実は20年前に、銀座ミツバチの立ち上げをやっていたこともあって、あの銀座ミツバチは非常に評判がよかったので、新宿区でもやらないかという話を商店会の立場で持っていったが、採用されませんでした。

何か新しいことをやるときに、こういうのが実例になっているのだとしたら、もっと役所は勇気を持って、いいと思うことは進めていくべきだということを、意見でも結構ですから、入れていただければと感じた次第です。

【第3部会長】

一般的な話だとすれば、個別施策のI-9のその他意見・感想の辺りでよろしいのではないですか。

【会長】

就労支援のところ、今、区がやっているいろいろな取組があるわけでしょう。そういうところに、まずは民間あるいは他地域でやられているいろいろな事業があるから、様々参考にしてほしいということをここに書いておいて、それを次の提言のところ、総論として区の姿勢として触れるというのでいかがでしょうか。

【委員】

はい、結構です。

【委員】

私も補足で。今、委員がおっしゃっていた「しんじゅ Quality みつばちプロジェクト」ですが、四谷区民センターに後ほど私も行きましたら、実際、蜂蜜を売っていました。購入して食べてみましたら、とても濃厚ですし、お花のおいがとてもよくて、独創的なユニークなアイデアの事業です。店員さんにお話を伺いましたら、とても人気がある商品で、数に限りがあっすぐ売り切れてしまうとてもいい商品ですというお話もいただきましたので、ぜひ継続して続けていただきたい事業の一つだなと感じました。それも一つ加えて、よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

それでは、時間切れとなりましたので、ここで今日は一旦終えたいと思います。事務局からお願いします。

【事務局】

皆様お疲れさまでした。次の日程は今週金曜日に設定しております。同じく9時半からですが、会場が第2委員会室に替わりますので、ご注意くださいと思います。

【会長】

階は同じで6階ですね。

【事務局】

6階です。貼り紙等して分かるようにしておきます。

【会長】

活発なご議論をありがとうございました。

では、今日は終わりたいと思います。ありがとうございました。

<閉会>